

情 個 審 第 6 号
令和元年（2019年）5月13日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 大和田 一雄

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

平成31年1月24日付け茨城県公安委員会発第18号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「警察官が作成した記録及び私が作成した上申書」部分開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第95号）

（個人情報答申第89号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成30年7月4日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 私の引越しを夫が妨害したことで110番した際に臨場した警察官が作成した文書全て

2 実施機関の決定及び通知

平成30年7月18日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、特定市警察署が取り扱った審査請求人からの相談に関する相談票及び上申書（以下「本件上申書」という。）並びに当該相談に関する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け110番受理簿に記載された保有個人情報を特定し、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表の「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年7月18日付け茨城県警察本部（県セ）指令第154号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年9月26日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、茨城県公安委員会に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

事実そのものを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

白紙の用紙に書いた上申書が2通あった。本件上申書の写しは送られてきたが、もう1通は送られてこなかった。私は全部送ってほしいと頼んだのであり、存在するものが、何者かにより無いとされ、写しがもらえないのはおかしい。

また、臨場した警察官がパソコンで作成したものの写しが併せて送られてきたが、夫が言ったことの一部が私の言ったこととして最初の部分に記入されていたので気になった。閲覧を許可していただきたく願います。

(1) 本件審査請求までの経緯

ア 平成〇〇年〇月、夫が特定家庭裁判所に離婚調停を申し立てる。

同年〇月、夫が当該家庭裁判所に提出した書類の記載の中に、特定市警察署で当該警察署長宛ての上申書を閲覧することができ、当該上申書には、夫及び私とも同じ内容が書かれているという記載があったため、特定市警察署で尋ねたところ、文書はすべて茨城県警察本部（水戸）に送られていて、特定市警察署にはなく、茨城県警察本部（水戸）では、本人が書いたもののみ閲覧できるとのことだった。

同年〇月〇日、特定市警察署に行き、平成〇〇年〇〇月〇〇日午前の110番通報時、臨場した警察官が作成した文書、私が書いたものについて、公開できるものの写しを全て送ってほしいと伝えて本件請求を行った。

イ 平成〇〇年〇月〇〇日、実施機関の担当者から、私の携帯電話に留守番電話が入っていたため、外出先から当該担当者に電話をかけた。

当該担当者から「警察官作成のものだけでなく、本人が書いたものも必要ですか。」と聞かれ、特定市警察署で本件請求を行った際（同年〇月〇日）、臨場した警察官が作成した文書、私の書いたものの写しを全部送ってほしいと伝えていたことから、「私が書いたものも必要なので全部送って下さい。」と伝えた。

また、本件上申書とは別に自分の書いた上申書がもう1通あると思ったので、「他にもあると思うのですが」と話を続けたところ、当該担当者は、「そうですか。電話番号が書いてあるものがありますけど。」と言った。私は、白紙に書いた上申書が2通あったと記憶しており、最初に白紙に書いた上申書（以下「1通目上申書」という。）の下の方の最後に「別居して離婚」と書き、左側の余白に娘の電話番号を記入していた。再度「全部送って下さい。」と伝えたが、この時、当該担当者は、上申書が1通しかないと言わなかった。

ウ 平成〇〇年〇月〇〇日、実施機関から郵送されたものの中に1通目上申書の写しが入っておらず、また、臨場した警察官が作成した文書の上部の書き出しの部分の一部に、夫の言ったことが私の言ったこととして

書かれていたことから、茨城県警察本部県民安心センターに出向き、実施機関の担当者にこの2点を伝えた。当該担当者から説明を受けたが腑に落ちず、閲覧したいと申し出たが断られた。その際、閲覧できない理由について尋ねたが、黒塗りばかりで写しとして送られてきたものと同じだと言われた。

エ 平成〇〇年〇〇月〇日午後、実施機関の担当者から電話があり、1通目上申書については、当時臨場した警察官が私の目の前で破り捨てたと言われた。「警察官は私の目の前で破り捨ててなどいません。警察官が持ち帰りました。」と伝えたところ、「目の前で破り捨ててはいないが、後で破り捨てた。」と言われた。

オ 1通目上申書を書き終えた後、臨場した警察官から、私の子供達は親が離婚することをどう思っているのかと尋ねられたので、離婚してほしくないと言っていると答えた。当該警察官は、子供達に電話をかけて聞くこともあると言っており、子供の電話番号を余白に記入した1通目上申書を私の面前で破くことなどない。

また、当該警察官は、「通常は、2枚ある場合、上申書の一方を目の前で破り捨てます。今回は、署に持ち帰り、後で破棄します。」と言い、1通目上申書を持ち帰った。当該警察官の状況判断により、1通目上申書を破棄せずに残したのだと思った。当時、当該警察官が私の目の前で破り捨てた用紙など1枚もなかった。

(2) 結論

ア 特定市警察署で、臨場した警察官が作成した文書だけでなく、私が書いたものを含め、写しを送れるものを全部送ってほしいと伝えて本件請求を行った。なぜ実施機関では、警察官の作成した文書だけを請求したことになってしまったのか、調査していただきたい。

イ 臨場した警察官は、1通目上申書を私の面前で破り捨てていないことを知っている。署に持ち帰りますと言った人です。誰かが当該警察官に圧力をかけなければ、私の面前で1通目上申書を破り捨てたということにはならない。当該警察官に、誰がどのような圧力をかけたのか、調査して明らかにしていただきたい。

1通目上申書はもう出てこないと思う。1通目上申書は破棄されずに存在していたと私は考える。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 本件処分理由

(1) 本件請求内容の確認結果

実施機関の担当者が、開示請求書に基づき記録を確認した結果、臨場した警察官が作成した相談票のほか、審査請求人自身が作成した本件上申書1通が確認された。

開示請求書には、請求内容として「警察官が作成した文書全て」との記載があり、本件上申書は審査請求人本人が作成したものであって、警察官が作成した文書ではないことから、本件請求の対象とするか否か判断としなかった。

そのため、当該担当者が、審査請求人に対して、審査請求人自身が作成した書類についても請求しているのかについて、電話確認を行ったところ、審査請求人は「私は書類を作成した覚えがないのですが、私が作成した書類があるのですか。私が作成しているのであれば、字を見れば分かります。記憶にはないですが、書類があるのであれば全て欲しいです。」との回答であったことから、相談票のほか、本件上申書1通について本件処分を行った。

(2) 審査請求人が本来存在すべきと主張する文書について

審査請求人は、本件処分を受けた後、自分自身が白紙の用紙に書いた上申書が2通あり、本件上申書の写しは送付されたが、1通目上申書の写しが送付されなかった旨の主張へと転じた。

この件に関し、本件相談事案を取り扱った臨場した警察官に対して、当時の対応状況について確認したところ、「上申書の作成に際して、1回目に作成した上申書の内容を本署に報告したところ、内容に不備がある旨の指示があり、再度上申書を徴した。改めて上申書を徴する際、『破棄させていただきます。破いた後は、私達が交番に持ち帰り、責任を持って破棄します。』旨を伝え、1回目に作成した上申書を面前で破き、破いた上申書についてはシュレッダーにより廃棄した。」との報告であった。

つまり、本件上申書は2通目のものであり、1通目上申書は面前で破き、その後、シュレッダー処理されており現存しないものである。

臨場した警察官は、かかるトラブル防止のため、1通目上申書を廃棄するに当たって、審査請求人が認知できるよう面前で破って行っており、その説明に不自然な点はない。

また、審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日の段階では、「私は書類

を作成した覚えがない。」と言っていたにもかかわらず、その後、平成30年9月26日付けの審査請求書では、「私自身が白紙の用紙に書いたものが2枚ありました。1枚は写しとして送られてきましたが、もう1枚は送られてこなかったのです。」と主張を変遷させており、この時間経過の間に、審査請求人の記憶には、現実と異なる状況が刷り込まれたことが窺われるところである。

加えて、この種の単純トラブルの事案処理では、関係者1人から1通の上申書を徴することが事案処理方法として一般的であり、1人で上申書を複数作成する必要性は乏しく、上申書が複数存在とする審査請求人の主張は、事案処理方法として非現実的である。

以上のとおり、実施機関は、当該事案の上申書について1通のみを保有しており、それは事案処理方法として一般的なもので、複数の上申書を保有している事実はなく、本件上申書1通を部分開示したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、特定市警察署が取り扱った審査請求人からの相談に関する相談票及び本件上申書並びに当該相談に関する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け110番受理簿の各行政文書に記載された保有個人情報であると認められる。

2 本件保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、1通目上申書が破棄されずに存在していたと主張するのに対し、実施機関は、その記載内容に不備があったことから審査請求人の面前でこれを破き、その後シュレッダーにより廃棄したと主張していることから、以下、本件上申書を本件保有個人情報として特定して行った実施機関の本件処分の妥当性について検討することとする。

- (1) 当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、1通目上申書の記載内容にどのような不備があったのかについて確認させたところ、「不明である。」との回答であり、不備の内容から、1通目上申書を破棄したとする実施機関の主張が妥当であるかどうかについて判断することはできない。

しかし、審査請求人から提出された1通目上申書の記載内容に何らかの不備があったため、再度、上申書を徴し、1通目上申書については、トラブルを防止するため、審査請求人の了解の下、審査請求人の面前で破き、その後廃棄したとする実施機関の主張に、格別不合理・不自然な

点はないと認められる。

- (2) また、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、上申書を徴する趣旨について確認させたところ、実施機関が相談を受けた事案について、今後、刑事事件として処理されることのないよう、「この件についての被害届出はしません。」という加害者及び被害者双方の意向を確認するために徴しているとのことであり、当該趣旨からすれば、上申書は1通保有しておけば足り、1通目上申書を保有していないとする実施機関の主張に、格別不合理・不自然な点はないと認められる。
- (3) 以上のことから、本件上申書に記載された保有個人情報を特定して行った実施機関の本件処分は、妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
平成31年1月24日	諮問受理
平成31年3月19日	事案の説明及び検討（平成30年度第8回審査会第二部会）
平成31年4月18日	審査（平成31年度第1回審査会第二部会）

別表

行政文書の名称	不開示部分	不開示理由	条例第14条該当号
特定市警察署において受けた相談に関する相談票及び上申書	<ul style="list-style-type: none"> ○相談票中の決裁欄の警部補以下の警察官の印影 ○相談票中の「取扱者」欄の警部補以下の警察官の係名、氏名及び印影 ○相談票中の「担当者の措置及び結果等」欄の開示請求者以外の個人の言動及び処理状況 	当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であるもの（氏名を慣行として公にしている警察職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。）又は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。	第3号
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け110番受理簿	○処理結果欄	当該部分は警察が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7号
	<ul style="list-style-type: none"> ○出動車両欄 ○現着時刻欄 ○緊急配備欄 ○レスポンスタイム欄 	当該部分は受理に基づき出動する車両や現着時間が記載されており、これを開示することにより事案対応能力が明らかになり、犯罪を企図する者がその間隙をついて犯行に及ぶおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	第5号
	<ul style="list-style-type: none"> ○受理者欄 ○指令者欄 ○署受理者欄 	当該部分は無線送受信担当の警察官名が記載された部分であり、特定の個人を識別することができる情報であるため。（氏名を慣行として公にしている職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。）	第3号